

令和5年4月1日

特定非営利活動法人もちもちの木 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによってすべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する

1 計画期間 令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日

2 内 容

妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1 子どもを育てる労働者が利用できる次のいずれか一つ以上の措置の実施

- (ア) 三歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の制限
- (イ) 三歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度
- (ウ) フレックスタイム制度
- (エ) 始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度

<対策>

令和5年4月～ 小学生以下の子を養育する労働者が希望した場合、始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げを行う

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標2 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

<対策>

令和6年4月～ 常勤職員のリフレッシュ休暇制度を導入する

次世代育成支援対策に関する事項

目標3 地域において子どもの健全な育成のための活動等を行うNPO等への労働者の参加を支援するなど、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施

<対策>

令和7年4月～ 子どもを育てる労働者が地域貢献活動として多世代交流カフェや子育て応援教室の企画・運営・参加ができるよう支援する